【お知らせ】2024.7.12

「熱中症におけるアラート」等発表時の
組合員活動（企画・イベント）の対応について

平素はコープしがの活動にご参加いただきありがとうございます。
さて、熱中症を予防し安全に活動するため「熱中症におけるアラート」等が発表された場合のコープしがの組合員活動について、以下の考え方をもってすすめます。
ご理解・ご協力の程、お願いします。

１．滋賀県に「熱中症特別警戒アラート（暑さ指数 35 以上）」が発表された場合

屋外での組合員活動（企画・イベント）は原則中止とします。
なお、屋内の活動であっても、運動を伴う場合や冷房設備が十分でない等など、熱中症の危険性がある場合には中止や内容変更することがあります。

２．その他、「熱中症警戒アラート（暑さ指数 33 以上）」が発表されるなど、熱中症の危険性が高まった場合

屋外での組合員活動（企画・イベント）は中止や内容変更することがあります。
なお、屋内の活動であっても、運動を伴う場合や冷房設備が十分でない等など、熱中症の危険性がある場合には中止や内容変更することがあります。

◆万一、組合員活動（企画・イベント）が中止となる場合には、コープしがＨＰ等でお知らせします。

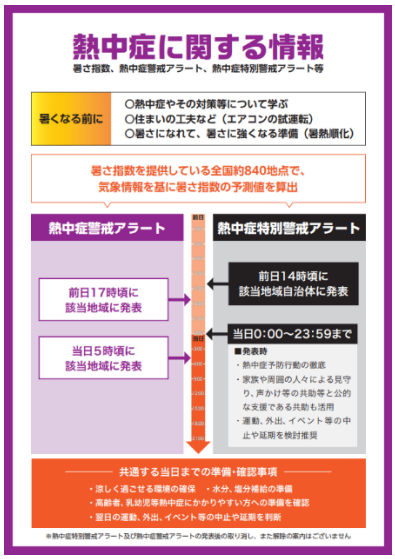

◇暑さ指数について、詳細は以下のページ（環境省熱中症予防情報サイト）でご確認ください。
https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php

以　上